

北海道大学高等教育推進機構教員（特任教授、特任准教授または特任講師）の公募要領

北海道大学では、2024年度より概算要求による「主体的な「学び」へ導くための学生支援体制の充実～包括的な学生支援機能を有する「学生支援機構」の設置～」事業に取り組んでいます。この事業では学生支援を包括的に捉えて既存の学生支援の取組を見直すとともに、学生に関する様々な情報を紐付けし、正課・正課外双方から学生をエンカレッジするようなしくみの構築を目指しています。本公募では、教育データの利活用およびエンロールマネジメントの支援を中心的に行う教員を募集します。

1. 募集人員

特任教授、特任准教授または特任講師 1 名（職務・経歴等を勘案し決定）

2. 所 属

高等教育推進機構

3. 研究分野

高等教育、教育工学、ラーニングアナリティクス

4. 勤務地

（雇入れ直後）

北海道札幌市

住所 〒060-0817 札幌市北区北 1 7 条西 8 丁目 高等教育推進機構

（変更の範囲）

大学が定める場所

5. 職務内容

〔仕事内容・職務内容〕

（雇入れ直後）

- （1）北海道大学における教育データの利活用（ラーニングアナリティクスを含む教育データの収集、分析および教育改善）の立案と実施
- （2）北海道大学における教育データを活用したエンロールマネジメントの支援
- （3）上記にかかる学内外関係組織との連携・調整
- （4）教育データ戦略の企画・実施等を行うセンターの運営業務
- （5）その他機構の運営に付随する業務

（変更の範囲）

大学が定める業務

6. 応募資格

以下の（1）から（4）のすべてに該当する者

- （1）博士の学位を有すること。
- （2）教育工学または情報科学分野における教育および研究業績を有すること
- （3）教育支援システムの開発・運用または大規模データの収集・分析に必要な知識および経験を有すること
- （4）学内外における業務の遂行が可能な日本語能力を有すること。

7. 待遇

（1）給与：「北海道大学特任教員就業規則」に基づく。

（2）勤務形態：同意に基づく専門業務型裁量労働制（※）もしくは固定労働時間制を適用

※8：30～17：00 を基本、1日に7時間45分労働したものとみなす。

（3）休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、12月29日～

1月3日、その他大学が指定した日

（4）休暇：年次有給休暇、特別休暇（有給）

(5) 健康保険等：文部科学省共済組合、厚生年金、労災保険、雇用保険加入

8. 採用予定日

令和8年4月1日以降のできるだけ早い時期

9. 任期

採用日から令和11年3月31日まで（更新する場合があります）

10. 試用期間

あり（1ヶ月）

11. 募集者の名称

国立大学法人北海道大学

12. 受動喫煙防止措置の状況

特定屋外喫煙所を除き、敷地内禁煙

13. 応募書類

(1) 履歴書（所定の様式を使用）

※平成25年4月1日以降、北海道大学に在職経験（非常勤講師、TA、TF、RA、短期支援員等すべての職種を含む）のある者は、当該職歴を漏れなく記載すること。

(2) 職務経歴書

(3) 教育・研究業績（所定の様式を使用）及び主要な著作、論文等の別刷又はコピー2編以内（様式任意）

(4) 応募の動機並びに本公募により採用された場合の今後の活動に関する展望と抱負（様式任意、A4判に1200字程度）

(5) 応募者の所見を伺える方1名の氏名および連絡先

14. 応募締切

令和8年1月13日（火）午後5時必着（日本時間）

15. 面接

選考に際しては、必要に応じ面接を実施することがある（その際、旅費や滞在費等は全て応募者の自己負担とする）。

16. 書類提出先

応募書類は、以下のメールアドレスあてにお送りください。なお、件名は「高等教育推進機構教育データ利活用特任教員応募」としてください。

E-mail: jinji@academic.hokudai.ac.jp

※応募書類に含まれる個人情報、本選考目的以外には使用いたしません。

17. 問い合わせ先

【応募手続き・採用条件等についての問い合わせ】

北海道大学学務部学務企画課総務担当

札幌市北区北17条西8丁目

Email jinji@academic.hokudai.ac.jp

【業務などについての問い合わせ】

北海道大学大学院教育推進機構オープンエデュケーションセンター 副センター長

重田 勝介

Email shige@open-ed.hokudai.ac.jp

18. その他

提出書類の情報・ダウンロード

URL <https://www.hokudai.ac.jp/introduction/recruit/koubo/> を参照願います。